

町の考え方を問う

一

般

質

問

3月定例会では財政問題・教育問題など、町政全般へ10人19項目にわたり質問しました。

一般質問ではこのほか次の事項も質問しました。(順不同)

- 第4次総合計画の評価と第5次総合計画について
- 広域行政の連携と近隣市町村との新設道路について
- 小中学校適正配置後の施設利用について
- 景観条例の制定について(仮称)箱根火山学習センターについて
- 箱根町における認定こども園制度への取り組みについて
- 財源増収策について
- 小中学校統合と箱根教育について
- 国民健康保険料の引き下げについて

土地利用

景観行政推進とリゾートマンション規制について

Q 景観法に基づく「景観計画」の策定や「景観条例」の制定が進められるにあたって、箱根町の景観を阻害している高層建築物(特にリゾートマンション)について、どのように規制を図っていくのかを伺う。

A あると考えている。しかし、この景観地区は、地域の皆さんや土地所有者の方々ととって、新たに財産上の制限を受けることになるので、指定にあたっては当該地区の良好な景観の形成のために制限が必要な要素や影響を与え、誘導すべき内容等を十分吟味した上で、慎重に検討しなければならぬと思っている。

A 現在、景観計画は、町全域を景観計画区域にする予定として考えているが、高層建築物の規制を図っていくには、景観地区を指定し、建築物の形態意匠の制限や建築物の高さの最高限度のほか、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度などを定めていく必要がある。

なお、この景観計画に限らず、都市計画法による高度地区の指定なども視野に入れながら、併せてリゾートマンション等高層建築物の規制について、検討をしていきたい。

現在、景観計画は、町全域を景観計画区域にする予定として考えているが、高層建築物の規制を図っていくには、景観地区を指定し、建築物の形態意匠の制限や建築物の高さの最高限度のほか、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度などを定めていく必要がある。

企画

2市8町市町村合併に関する考え方について

Q 平成22年までに神奈川県に合併の方向性を示すこととなり、県西地域合併検討会を発足したが、改めて町長の考えを伺う。

A 報告するとともに、住民の方へ情報提供を行い、議論をしていただきたいと思っている。現在、町では、合併に対する住民の機運、盛り上がりがない中で、現在の状況を勘案し、「私が行政を預かっている間は、合併は考えていない。」

A 併新法の期限である平成21年度末までに行政主導の合併は考えていない。研究は大事だが、合併ありきの検討会にはしないほしい。住民の合意なくして合併はない。」との考えを申し上げ、研究・検討する場の設置については、賛意を示したものである。

合併は、それ自体が目的ではなく、一つの手段である。あくまでも住民による議論を重ねた結果として、住民からの発議がなによりも重要なことであり、そうでなければならぬと思っている。

併新法の期限である平成21年度末までに行政主導の合併は考えていない。研究は大事だが、合併ありきの検討会にはしないほしい。住民の合意なくして合併はない。」との考えを申し上げ、研究・検討する場の設置については、賛意を示したものである。検討会の今後のスケジュールとしては、今年度までに、合併検討会の方針と基本的な前提条件の設定について協議し、新年度に分科会を発足させ、現状の分析、行政サービスの水準の検討、課題の抽出・整理を行う予定である。

その後、平成20年度前半までに分科会で都市像のあり方、現状の分析、行政サービスの例示などをまとめ、報告書を作成するので、これを議会へ